

広島県告示第五百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年六月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十年五月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市大和町和木二六四五番二地先から 三原市大和町大真一九九一番二地先まで	一〇・二〇〇 四三・〇〇〇	六・二〇〇 三・〇〇〇	九五七・八〇	九五七・八〇	拡幅